

令和5年 第3回 栗原市農業委員会総会議事録

令和5年3月28日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和5年 第3回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第3号 農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第4号 農用地利用配分計画について
- 日程第10 議案第5号 非農地証明願について
- 日程第11 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第12 議案第7号 令和5年度栗原市農業委員会事業計画について
- 日程第13 議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について
- 日程第14 議案第9号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積について
- 日程第15 議案第10号 栗原市空き家に付属する農地の別段の面積取扱い基準について

1 出席委員 (20名)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 6番 菅原 勝宏 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 16番 狩野 善典 委員、 |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、 | 18番 高橋 榮一 委員、 |
| 19番 岩渕 弘 委員、 | 20番 三浦 栄 委員、 |
| 21番 大沢 純香 委員、 | |
| 24番 吉田 優俊 会長 | |

2 欠席委員

5番 遊佐 一成 委員、 7番 岩淵 敬一 委員、
23番 大場 裕之 会長職務代理者、

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世洋
事務局長補佐	小山	雅規
農地農政係 主幹	高橋	潤
農地農政係 主幹	大場	香
農地農政係 主事	菅原	佑太

(午後1時30分 開会)

議長（吉田優俊 会長）

ご起立願います。

ご苦勞様です。ご着席願います。

はじめに、県内の農業委員会から出品されます令和4年度農業委員会だよりコンクールにおいて、栗原市農業委員会はみごと最優秀賞を受賞し、3月17日の宮城県農業会議臨時総会において表彰を受けてまいりました。

あわせて、各都道府県の最優秀作品で行われる全国コンクールに出品され、このほど「全国農業新聞特別賞」に決定されましたので、皆様にご報告します。

さて、「暑さ寒さも彼岸まで」と言われます。お彼岸も過ぎまして暖かくなるのかなと思っておりましたが、ここ2～3日は雨が降りまして、少し肌寒い日が続いております。また、年度末ということで何かと慌ただしくなっておりますが、来週からは新しい年度も始まります。

皆様には引き続き健康にご留意され、活動にあたっていただければと存じます。

それでは、ただいまから令和5年 第3回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。議席番号5番 遊佐 一成 委員、議席7番 岩淵 敬一 委員、議席23番 大場 裕之 職務代理者から、所用のため欠席する旨の通告があります。

また、議席番号9番 阿部 一信 委員から、所用のため遅刻する旨の通告があります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。
また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、議席番号21番
大沢 純香 委員、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員 の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

議案資料に基づき、令和5年2月25日から令和5年3月28日までに実施の事務事業等の報告、並びに令和5年3月29日から令和5年4月26日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号 1番から番号 9番までの 9案件、

第2区の番号10番から番号29番までの20案件、

第3区の番号30番から番号38番までの 9案件、

合わせて38案件について、事務局から報告いたします。

事務局

- 第1区の番号1番は、築館地区の 田 1筆 1, 560㎡、
番号2番は、築館地区の 田 3筆 2, 793㎡、いずれも農地法第3条による賃貸借
権解約の2案件、
番号3番は、築館地区の 畑 1筆 647㎡、
番号4番は、築館地区の 田 17筆 20, 015㎡、いずれも農地中間管理事業に関
する配分計画の賃貸借権解約の2案件、
番号5番と番号6番関連案件で、築館地区の 田 8筆 3, 771㎡、畑 1筆
440㎡、計 4, 211㎡、いずれも農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」）による賃
貸借権解約の2案件、
番号7番は、一迫地区の 田 1筆 2, 346㎡、
番号8番は、一迫地区の 畑 1筆 2, 428㎡、いずれも農地法第3条による賃貸借
権解約の2案件、
番号9番は、瀬峰地区の 田 1筆 3, 219㎡、基盤法による賃貸借権解約の1案
件、
第2区の番号10番は、若柳地区の 田 14筆 6, 206㎡、
番号11番は、若柳地区の 田 11筆 8, 120㎡、
番号12番は、若柳地区の 田 1筆 2, 488㎡、
番号13番は、若柳地区の 田 4筆 5, 565㎡、いずれも農地法第3条による賃貸
借権解約の4案件、
番号14番は、若柳地区の 田 25筆 30, 720㎡、基盤法による賃貸借権解約の
1案件、
番号15番は、金成地区の 田 1筆 599㎡、農地法第3条による賃貸借権解約の1
案件、
番号16番は、金成地区の 田 3筆 2, 204㎡、
番号17番は、金成地区の 田 1筆 782㎡、いずれも基盤法による賃貸借権解約の
2案件、
番号18番は、志波姫地区の 田 2筆 781㎡、
番号19番は、志波姫地区の 田 3筆 5, 528㎡、
番号20番は、志波姫地区の 田 3筆 3, 088㎡、いずれも農地法第3条による賃
貸借権解約の3案件、
番号21番は、志波姫地区の 田 3筆 2, 951㎡、
番号22番は、志波姫地区の 田 1筆 965㎡、
番号23番は、志波姫地区の 田 4筆 10, 633㎡、いずれも基盤法による賃貸借
権解約の3案件、
番号24番は、志波姫地区の 田 7筆 9, 374㎡、畑 1筆 877㎡、計
10, 251㎡、
番号25番は、志波姫地区の 田 17筆 16, 532㎡、

番号26番は、志波姫地区の 田 9筆 13, 186.50㎡、畑 3筆 1, 299㎡、計 14, 485.50㎡、

番号27番は、志波姫地区の 田 15筆 13, 756㎡、

番号28番は、志波姫地区の 田 5筆 6, 259.96㎡、

番号29番は、志波姫地区の 田 6筆 7, 827㎡、いずれも農地中間管理事業に関する配分計画の賃貸借権解約の6案件、

第3区の番号30番は、栗駒地区の 田 1筆 867㎡、

番号31番は、栗駒地区の 田 7筆 9, 214㎡、

番号32番は、栗駒地区の 田 9筆 12, 493㎡、

番号33番は、栗駒地区の 田 3筆 2, 065㎡、

番号34番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 509㎡、いずれも農地法第3条による賃貸借権解約の5案件、

番号35番は、栗駒地区の 田 13筆 13, 885㎡、

番号36番は、鶯沢地区の 田 3筆 1, 529㎡、いずれも基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号37番は、花山地区の 畑 3筆 22, 285.88㎡、

番号38番は、花山地区の 田 4筆 3, 598㎡、いずれも農地法第3条による賃貸借権解約の2案件、

以上、38案件を説明報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号3番の3案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 1筆 228㎡、基盤法による使用貸借権解約の1案件、

番号2番は、一迫地区の 田 3筆 14, 840㎡、

番号3番は、瀬峰地区の 田 3筆 4, 341㎡、いずれも農地法第3条による使用貸借権解約の2案件、

以上、3案件を説明報告。

議長

続いて、第3区の番号4番から番号6番までの3案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の 田 1筆 2, 142㎡、
番号5番は、栗駒地区の 田 1筆 949㎡、
番号6番は、栗駒地区の 田 8筆 12, 246㎡、畑 5筆 3, 064㎡、計
15, 310㎡、いずれも農地法第3条による使用貸借権解約の3案件、
以上、3案件を説明報告。

議長

これで、日程5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

はじめに、第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。

議席番号10番 曾根 金雄 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後1時46分)

(10番 曾根 金雄 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後1時46分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 1筆 331㎡、所有権移転売買の1案件、
以上、1案件を説明。

議長

次に、去る3月20日、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員、議席番号8番 米山 嘉彦 委員、農地利用最適化推進委員の 千葉 律雄 推進委員が現地確認調査を行っております。

ので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員から報告願います。

佐々木 栄夫 委員

ご報告します。去る3月20日に4名にて、書類審査を行いました。

番号1番の詳細は事務局説明のとおりで、相手方の要望、労力不足によるものであり、許可にあたっては審査基準である全部効率利用要件、地域調和要件を勘案し特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、
第1区の番号1番の1案件、
について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、
第1区の番号1番の1案件、
については、原案を可とすることに決定いたしました。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号10番 曾根 金雄 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後1時48分)

(番号10番 曾根 金雄 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後1時48分)

次に、

第1区の番号2番から番号13番までの12案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の

番号2番は、築館地区の 畑 3筆 3, 071 m²、

番号3番は、築館地区の 田 1筆 2, 323 m²、畑 2筆 2, 320 m²、計
4, 643 m²、

番号4番は、築館地区の 田 1筆 1, 815 m²、

番号5番は、築館地区の 田 2筆 3, 955 m²、

番号6番は、一迫地区の 田 3筆 4, 896 m²、

番号7番は、瀬峰地区の 田 4筆 4, 214 m²、いずれも所有権移転売買の6
案件、

番号8番は、瀬峰地区の 田 1筆 2, 922 m²、所有権移転贈与の1案件、

番号9番は、瀬峰地区の 田 7筆 4, 586 m²、

番号10番は、瀬峰地区の 田 2筆 6, 115 m²、

番号11番は、瀬峰地区の 田 1筆 2, 885 m²、

番号12番は、瀬峰地区の 田 1筆 3, 219 m²、

番号13番は、瀬峰地区の 田 1筆 1, 290 m²、いずれも賃貸借権設定の5
案件、

以上、12案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員から報告願います。

佐々木 栄夫 委員

報告します。さきほどの4名にて、引き続き書類審査を行いました。

番号1番から番号13番までは、いずれも経営規模拡大や相手方の要望、労力不足による売買や所有権移転贈与、賃貸借権設定となっており、許可にあたっては全部効率利用要件や地域調和要件を勘案し、いずれも特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、

第2区の番号14番から番号21番までの8案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の

番号14番は、若柳地区の 田 1筆 2,488㎡、

番号15番は、若柳地区の 田 1筆 2,047㎡、

番号16番は、若柳地区の 田 3筆 1,740㎡、

番号17番は、若柳地区の 田 1筆 1,923㎡、

番号18番は、金成地区の 田 2筆 3,773㎡、畑 3筆 201㎡、計
3,974㎡、いずれも所有権移転売買の5案件、

番号19番は、金成地区の 田 1筆 5,100㎡、賃貸借権設定の1案件、

番号20番は、志波姫地区の 田 3筆 3,088㎡、所有権移転売買の1案件、

番号21番は、志波姫地区の 田 1筆 1,221㎡、賃貸借権設定の1案件、

以上、8案件を説明。

議長

次に、去る3月22日、議席番号14番 尾形 陽一郎 委員、農地利用最適化推進委員の 菅原 昌行 推進委員及び 氏家 勝子 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号14番 尾形 陽一郎 委員から報告願います。

尾形 陽一郎 委員

報告します。去る3月22日に4名にて、書類審査を行いました。

番号14番から番号21番は、いずれも相手方の要望、労力不足による所有権移転売買、賃貸借権設定となっており、許可にあたっては全部効率利用要件や地域調和要件を勘案し、いずれも特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、

第3区の番号22番から番号31番までの10案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の

番号22番は、栗駒地区の 田 2筆 1, 052㎡、所有権移転売買の1案件、

番号23番は、栗駒地区の 田 21筆 26, 131㎡、畑 5筆 3, 064㎡、計
29, 195㎡、所有権移転贈与の1案件、

番号24番は、栗駒地区の 田 1筆 2, 005㎡、

番号25番は、栗駒地区の 田 1筆 4, 287㎡、

番号26番は、栗駒地区の 田 3筆 5, 245㎡、

番号27番は、栗駒地区の 田 3筆 2, 598㎡、

番号28番は、栗駒地区の 田 1筆 867㎡、

番号29番は、栗駒地区の 田 12筆 7, 428㎡、いずれも賃貸借権設定の6
案件、

番号30番は、栗駒地区の 田 5筆 6, 311㎡、使用貸借権設定の1案件、

番号31番は、花山地区の 田 2筆 7, 950㎡、賃貸借権設定の1案件、

以上、10案件を説明。

議長

次に、去る3月22日、議席番号6番 菅原 勝宏 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 憲一 推進委員及び高橋 茂 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号6番 菅原 勝宏 委員から報告願います。

菅原 勝宏 委員

ご報告します。去る3月22日に 農地利用最適化推進委員の佐藤 憲一 推進委員、高橋 茂 推進委員、事務局担当者、私の4名で書類審査を行いました。

ただ今事務局担当者説明のとおりであり、いずれも相手方の要望、労力不足による所有権移転売買、賃貸借権設定となっており、許可にあたっては全部効率利用要件や地域調和要件を勘案し、いずれも特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「質疑なし」の声 —

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

— 「討論なし」の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の
第1区の番号 2番から番号13番までの12案件、
第2区の番号14番から番号21番までの 8案件、
第3区の番号22番から番号31番までの10案件、
合計30件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

— 「挙手多数」 —

議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の
第1区の番号 2番から番号13番までの12案件、
第2区の番号14番から番号21番までの 8案件、
第3区の番号22番から番号31番までの10案件、
合計30件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしま
す。

はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の 田 1筆 5, 241㎡の内19.79㎡、申請地を
業務用地として一時転用し営農型太陽光発電設備を設置し売電収入を得るもので、事業継続
のため地上権設定の期間更新の案件となります。発電パネル下部ではブルーベリーの作付け
を行っております。

農地区分は農用地区域内農地ですが、営農型太陽光発電設備を設置するため不許可の例外
規定に該当します。排水計画は雨水を自然浸透で処理することを説明。

番号2番は、瀬峰地区の 畑 1筆 940㎡、所有権移転売買の案件で、申請地を購入
し、経営する自動車整備事業で使用する駐車場を造成するものです。

農地区分は周囲を山林及び宅地等で分断された生産性の低い小集団農地として第2種農
地、排水計画は雨水を自然浸透及び既存の道路側溝への排水で処理することを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号8番 米山 嘉彦 委員から報告願います。

米山 嘉彦 委員

8番の米山です。先ほどの4名にて引き続き書類審査を行いました。

番号1番については、以前に一時転用許可済の案件で、事業継続のため期間の更新を行う
ものであり、パネル下部ではブルーベリーの木が成長しておりました。

番号2番については、宅地等の間にある畑で現況は草が生えている状況でした。
どちらの案件も、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番から番号6番の4案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の畑1筆280㎡、所有権移転売買の案件で、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は第1種農地となりますが、一般住宅建築ということで許可の例外規定の集落接続で扱います。

排水計画は、生活排水は浄化槽による処理、雨水は自然浸透及び既設水路への排水であることを説明。

番号4番は、金成地区の田4筆3,989㎡、賃貸借権設定の案件で、申請地を借り受け農業用倉庫を建設するものです。

当該案件は、令和4年第9回農業委員会総会において農業振興地域整備計画の用途変更について審査した案件となり、農地区分は農用振興地域内の農業用施設地となります。

排水計画は、雨水は自然浸透及び既設水路への排水であることを説明。

番号5番は、金成地区の畑1筆192㎡、使用貸借権設定の案件で、申請地を借り受け自宅にかかる駐車場を造成するものです。

農地区分は周囲を宅地及び河川で分断された生産性の低い小集団農地として第2種農地、排水計画は雨水を自然浸透で処理することを説明。

番号6番は、志波姫地区の田1筆530㎡、所有権移転贈与の案件で、申請地を譲り受け一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものです。

当該案件は、令和4年第9回農業委員会総会において農業振興地域の除外について審査した案件となり、農地区分は第1種農地となりますが、一般住宅建築ということで許可の例外規定の集落接続で扱います。

排水計画は、生活排水は浄化槽による処理、雨水は自然浸透及び既設水路への排水であることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、菅原 昌行 推進委員 から報告願います。

菅原 昌行 推進委員

それではご報告します。去る3月22日に前述の4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号3番は、一般個人住宅の建築で、隣接地は道路及び田となっており、排水計画もしっかりしており、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号4番は、農業用倉庫を建設するもので、現地を確認しますと許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号5番は、駐車場の造成となり、隣接地は道路及び宅地となっており、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号6番は、親子による譲渡に伴う一般個人住宅の建築で、隣接地は道路を挟んで住宅及び田となっており、排水計画もしっかりしており、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請 についての、

第1区の番号1番から番号2番の2案件、

第2区の番号3番から番号6番までの4案件、

合計6案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請 についての、
第1区の番号1番から番号2番の2案件、
第2区の番号3番から番号6番までの4案件、
合計6案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件
がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号23番の1案件、について審議いたします。
議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願
います。

暫時休憩いたします。(午後2時20分)
(17番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時20分)
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号23番は、高清水地区の 田 2筆 3, 648㎡、新規賃貸借権設定の
1案件、
以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第3号 農用地利用集積計画についての、
第1区の番号23番の1案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、
第1区の番号23番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時21分)
(17番 佐々木 耕太郎 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時21分)
次に、第1区の番号34番から番号39番までの6案件、について審議いたします。

千葉 律雄 推進委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時22分)
(千葉 律雄 推進委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時22分)
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号34番は、一迫地区の 田 1筆 1, 155㎡、
番号35番は、一迫地区の 田 7筆 19, 653㎡、
番号36番は、一迫地区の 田 3筆 14, 840㎡、
番号37番は、一迫地区の 田 1筆 2, 346㎡、
番号38番は、一迫地区の 田 2筆 14, 052㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
5案件、
番号39番は、一迫地区の 田 5筆 16, 672㎡、賃貸借権更新の1案件、
以上、6案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号34番から番号39番までの6案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号34番から番号39番までの6案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、千葉律雄 推進委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時24分)

(千葉 律雄 推進委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時24分)

次に、第2区の番号69番の1案件、について審議いたします。

議席番号2番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時25分)

(2番 佐藤 勝 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時25分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号69番は、金成地区の 田 19筆 26, 188㎡、所有権移転売買の
1案件、

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「質疑なし」 の声 —

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

— 「討論なし」 の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号69番の1案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

— 「挙手多数」 —

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号69番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号2番 佐藤 勝 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時26分)

(番号2番 佐藤 勝 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時26分)

次に、第2区の番号89番の1案件、について審議いたします。

議席番号4番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時27分)

(4番 佐々木 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時27分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号89番は、志波姫地区の 田 5筆 9, 773㎡、新規賃貸借権設定の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「質疑なし」 の声 —

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号89番の1案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号89番の1案件は、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号4番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時29分)
(4番 佐々木 弘 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時29分)
次に、第3区の番号142番の1案件、について審議いたします。

議席番号16番 狩野 善典 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時30分)
(16番 狩野 善典 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時30分)
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号142番は、花山地区の田 4筆 3, 598㎡、所有権移転売買の1案件、
以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第3号 農用地利用集積計画についての、第3区の番号142番の1案件について、
原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第3区の番号142番
の1案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番
号16番 狩野 善典 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時31分)

(16番 狩野 善典 委員 着席)

議長

ここで、会議開始から1時間が経過したので、午後2時42分まで休憩といたします。
(暫時休憩：午後2時31分から2時42分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時42分)

次に、第1区の

番号1番から番号22番までの22案件、

番号24番から番号33番までの10案件、

番号40番から番号58番までの19案件、

合わせて51案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の

番号1番は、築館地区の 田 1筆 228㎡、

番号2番は、築館地区の 田 3筆 3,633㎡、畑 1筆 290㎡、計 3,923㎡、いずれも所有権移転売買の2案件、

番号3番は、築館地区の 畑 1筆 1,466㎡、

番号4番は、築館地区の 田 3筆 3,228㎡、

番号5番は、築館地区の 田 4筆 5,671㎡、

番号6番は、築館地区の 田 1筆 8,512㎡、

番号7番は、築館地区の 田 1筆 5,260㎡、

番号8番は、築館地区の 田 4筆 10,957㎡、

番号9番は、築館地区の 田 3筆 5,415㎡、

番号10番は、築館地区の 田 3筆 8,728㎡、いずれも新規賃貸借権設定の8案件、

番号11番は、築館地区の 田 4筆 4,745㎡、新規及び更新の賃貸借権設定の1案件、

番号12番は、築館地区の 田 11筆 19,300㎡、畑 1筆 1,174㎡、計 20,474㎡、

番号13番は、築館地区の 田 1筆 1,783㎡、

番号14番は、築館地区の 田 2筆 12,729㎡、

番号15番は、築館地区の 田 1筆 1,319㎡、

番号16番は、築館地区の 田 2筆 13,822㎡、

番号17番は、築館地区の 田 1筆 8,203㎡、

番号18番は、築館地区の 田 1筆 3,583㎡、

番号19番は、築館地区の 田 5筆 11,473㎡、

番号20番は、築館地区の 田 3筆 9,467㎡、

番号21番は、築館地区の 田 5筆 11,411㎡、いずれも賃貸借権設定更新の10案件、

番号22番は、高清水地区の 田 1筆 612㎡、
番号24番は、高清水地区の 田 12筆 11,842㎡、
番号25番は、高清水地区の 田 26筆 23,050㎡、
番号26番は、一迫地区の 田 1筆 945㎡、
番号27番は、一迫地区の 田 6筆 7,943㎡、
番号28番は、一迫地区の 田 5筆 3,660㎡、
番号29番は、一迫地区の 田 3筆 6,060㎡、
番号30番は、一迫地区の 田 1筆 1,620㎡、
番号31番は、一迫地区の 田 2筆 3,961㎡、
番号32番は、一迫地区の 田 6筆 5,542㎡、
番号33番は、一迫地区の 田 2筆 4,281㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
11案件、

番号40番は、一迫地区の 田 4筆 5,740㎡、
番号41番は、一迫地区の 田 2筆 1,940㎡、
番号42番は、一迫地区の 田 2筆 2,049㎡、
番号43番は、一迫地区の 田 4筆 20,444㎡、
番号44番は、一迫地区の 田 2筆 3,848㎡、
番号45番は、一迫地区の 田 8筆 14,794㎡、
番号46番は、一迫地区の 田 6筆 16,949㎡、
番号47番は、一迫地区の 田 3筆 7,438㎡、
番号48番は、一迫地区の 田 7筆 29,912㎡、
番号49番は、一迫地区の 田 6筆 10,729㎡、いずれも賃貸借権設定更新の
10案件、

番号50番は、瀬峰地区の 田 2筆 3,603㎡、
番号51番は、瀬峰地区の 田 1筆 738㎡、いずれも所有権移転売買の2案件、
番号52番は、瀬峰地区の 田 1筆 4,503㎡、
番号53番は、瀬峰地区の 田 1筆 280㎡、いずれも新規賃貸借権設定の2案件、
番号54番は、瀬峰地区の 田 2筆 12,434㎡、
番号55番は、瀬峰地区の 田 3筆 13,834㎡、
番号56番は、瀬峰地区の 田 3筆 6,422㎡、いずれも新規及び更新の賃貸借権
設定の3案件、

番号57番は、瀬峰地区の 田 1筆 3,055㎡、
番号58番は、瀬峰地区の 田 1筆 5,502㎡、いずれも賃貸借権設定更新の2
案件、

以上、51案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第2区の
番号59番から番号68番までの10案件、
番号70番から番号88番までの19案件、
番号90番から番号116番までの27案件、
合わせて56案件について、審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の
番号59番は、若柳地区の 田 4筆 4,065㎡、
番号60番は、若柳地区の 田 14筆 6,206㎡、
番号61番は、若柳地区の 田 11筆 8,120㎡、
番号62番は、若柳地区の 田 25筆 30,720㎡、
番号63番は、若柳地区の 田 19筆 7,962㎡、
番号64番は、若柳地区の 田 32筆 19,952㎡、
番号65番は、若柳地区の 田 1筆 2,834㎡、
番号66番は、若柳地区の 田 13筆 13,334㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
8案件、
番号67番は、若柳地区の 田 3筆 6,908㎡、
番号68番は、若柳地区の 田 15筆 15,091㎡、いずれも賃貸借権設定更新の
2案件、
番号70番は、金成地区の 田 5筆 6,086㎡、
番号71番は、金成地区の 田 5筆 4,314㎡、
番号72番は、金成地区の 田 13筆 15,178㎡、
番号73番は、金成地区の 田 12筆 10,330㎡、
番号74番は、金成地区の 田 2筆 9,222㎡、
番号75番は、金成地区の 田 16筆 25,732㎡、
番号76番は、金成地区の 田 4筆 4,054㎡、

番号77番は、金成地区の 田 19筆 16, 510 m²、
番号78番は、金成地区の 田 8筆 3, 116 m²、
番号79番は、金成地区の 田 4筆 8, 335 m²、
番号80番は、金成地区の 田 13筆 18, 639 m²、
番号81番は、金成地区の 田 6筆 4, 854 m²、
番号82番は、金成地区の 田 2筆 1, 798 m²、いずれも新規賃貸借権設定の
13案件、
番号83番は、金成地区の 田 9筆 8, 023 m²、新規及び更新の賃貸借権設定の
1案件、
番号84番は、金成地区の 田 3筆 6, 360 m²、
番号85番は、金成地区の 田 3筆 5, 466 m²、いずれも賃貸借権設定更新の2
案件、
番号86番は、金成地区の 田 6筆 7, 933 m²、畑 2筆 2, 195 m²、計
10, 128 m²、新規使用貸借権設定の1案件、
番号87番は、志波姫地区の 田 1筆 965 m²、
番号88番は、志波姫地区の 田 33筆 29, 849 m²、いずれも所有権移転売買
の2案件、
番号90番は、志波姫地区の 田 1筆 2, 057 m²、
番号91番は、志波姫地区の 田 11筆 6, 001 m²、
番号92番は、志波姫地区の 田 18筆 20, 727 m²、
番号93番は、志波姫地区の 田 3筆 4, 619 m²、
番号94番は、志波姫地区の 田 3筆 3, 592 m²、畑 1筆 451 m²、計
4, 043 m²、
番号95番は、志波姫地区の 田 5筆 4, 651 m²、
番号96番は、志波姫地区の 田 4筆 5, 799 m²、
番号97番は、志波姫地区の 田 2筆 3, 952 m²、
番号98番は、志波姫地区の 田 6筆 7, 948 m²、
番号99番は、志波姫地区の 田 11筆 25, 939 m²、
番号100番は、志波姫地区の 田 2筆 1, 897 m²、
番号101番は、志波姫地区の 田 2筆 4, 396 m²、
番号102番は、志波姫地区の 田 4筆 10, 633 m²、いずれも新規賃貸借権設定
の13案件、
番号103番は、志波姫地区の 田 2筆 4, 146 m²、新規及び更新の賃貸借権設定
の1案件、
番号104番は、志波姫地区の 田 10筆 12, 939 m²、
番号105番は、志波姫地区の 田 4筆 9, 891 m²、
番号106番は、志波姫地区の 田 2筆 3, 546 m²、
番号107番は、志波姫地区の 田 6筆 5, 168 m²、

番号108番は、志波姫地区の 田 1筆 2, 514 m²、
番号109番は、志波姫地区の 田 2筆 3, 423 m²、
番号110番は、志波姫地区の 田 2筆 2, 048 m²、
番号111番は、志波姫地区の 田 2筆 3, 933 m²、
番号112番は、志波姫地区の 田 5筆 11, 092 m²、
番号113番は、志波姫地区の 田 2筆 3, 188 m²、
番号114番は、志波姫地区の 田 2筆 2, 465 m²、
番号115番は、志波姫地区の 田 1筆 967 m²、
番号116番は、志波姫地区の 田 8筆 10, 289 m²、いずれも賃貸借権設定更新
の13案件、
以上、56案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第3区の
番号117番から番号141番までの25案件、
について、審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の

番号117番は、栗駒地区の 田 1筆 2, 142 m²、
番号118番は、栗駒地区の 田 1筆 1, 009 m²、
番号119番は、栗駒地区の 田 1筆 438 m²、
番号120番は、栗駒地区の 田 1筆 139 m²、
番号121番は、栗駒地区の 田 1筆 2, 973 m²、
番号122番は、栗駒地区の 田 1筆 949 m²、
番号123番は、栗駒地区の 田 3筆 14, 232 m²、
番号124番は、栗駒地区の 田 2筆 4, 256 m²、
番号125番は、栗駒地区の 田 8筆 11, 303 m²、

番号126番は、栗駒地区の 田 1筆 1, 342 m²、
番号127番は、栗駒地区の 田 4筆 6, 630 m²、
番号128番は、栗駒地区の 田 12筆 11, 277 m²、
番号129番は、栗駒地区の 田 4筆 6, 861 m²、
番号130番は、栗駒地区の 田 5筆 8, 113 m²、いずれも新規賃貸借権設定の
14案件、
番号131番は、栗駒地区の 田 5筆 8, 119 m²、
番号132番は、栗駒地区の 田 16筆 10, 142 m²、
番号133番は、栗駒地区の 田 3筆 6, 891 m²、
番号134番は、栗駒地区の 田 11筆 13, 376 m²、
番号135番は、栗駒地区の 田 3筆 16, 635 m²、
番号136番は、栗駒地区の 田 21筆 17, 252 m²、
番号137番は、栗駒地区の 田 21筆 27, 698 m²、
番号138番は、栗駒地区の 田 15筆 25, 314 m²、いずれも賃貸借権設定更新
の8案件、
番号139番は、鶯沢地区の 田 3筆 1, 529 m²、所有権移転売買の1案件、
番号140番は、鶯沢地区の 田 1筆 176 m²、新規賃貸借権設定の1案件、
番号141番は、鶯沢地区の 田 4筆 2, 226 m²、賃貸借権設定更新の1案件、
以上、25案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第3号 農用地利用集積計画についての、

第1区の番号1番から番号22番までの22案件、
番号24番から番号33番までの10案件、
番号40番から番号58番までの19案件、
合わせて51案件、
第2区の番号59番から番号68番までの10案件、
番号70番から番号88番までの19案件、
番号90番から番号116番までの27案件、
合わせて56案件、
第3区の番号117番から番号141番までの25案件、
合計132案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、
第1区の番号1番から番号22番までの22案件、
番号24番から番号33番までの10案件、
番号40番から番号58番までの19案件、
合わせて51案件、
第2区の番号59番から番号68番までの10案件、
番号70番から番号88番までの19案件、
番号90番から番号116番までの27案件、
合わせて56案件、
第3区の番号117番から番号141番までの25案件、
合計132案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第9、議案第4号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 1筆 647㎡、
番号2番は、築館地区の 田 17筆 20,015㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
2案件、
以上、2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番から番号15番までの13案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の 田 17筆 9,002㎡、
番号4番は、若柳地区の 田 14筆 10,231㎡、
番号5番は、若柳地区の 田 15筆 17,460㎡、
番号6番は、若柳地区の 田 17筆 15,078㎡、
番号7番は、若柳地区の 田 20筆 14,525㎡、
番号8番は、若柳地区の 田 13筆 20,646㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
6案件、
番号9番は、若柳地区の 畑 1筆 533㎡、新規使用賃貸借権設定の1案件、
番号10番は、志波姫地区の 田 7筆 9,374㎡、畑 1筆 877㎡、計
10,251㎡、
番号11番は、志波姫地区の 田 17筆 16,532㎡、
番号12番は、志波姫地区の 田 9筆 13,186.50㎡、畑 3筆 1,299
㎡、計 14,485.50㎡、
番号13番は、志波姫地区の 田 15筆 13,756㎡、
番号14番は、志波姫地区の 田 5筆 6,259.96㎡、
番号15番は、志波姫地区の 田 7筆 7,887㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
6案件、
以上、13案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第4号 農用地利用配分計画についての、
第1区の番号1番から番号2番の2案件、
第2区の番号3番から番号15番までの13案件、
合計15案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第9、議案第4号 農用地利用配分計画についての、
第1区の番号1番から番号2番の2案件、
第2区の番号3番から番号15番までの13案件、
合計15案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第10、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区及び花山地区の 田 4筆 2, 750㎡、平成20年頃に転用されたものと思われ、労力不足により原野化し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、
番号2番は、瀬峰地区の 畑 1筆 584㎡、平成10年頃に転用されたものと思われ、先代の労力不足により原野化し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、
以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号8番 米山 嘉彦 委員 から報告願います。

米山 嘉彦 委員

8番の米山です。報告いたします。

番号1番は、現地を見ると川の向かい側の農地で、農道が狭い、川を渡る橋も狭く機械が通れる状況ではなく、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号2番についても、現地は小高い丘のような農地で竹が密集繁茂しており、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「質疑なし」 の声 —

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、金成地区の 畑 1筆 628㎡、平成20年頃に転用されたものと思われ、先代の労力不足により原野化し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

推進委員の氏家です。ご報告いたします。

番号3番は、現地は住宅地の中にあり、既に広く樹木が繁茂しており原野化しております。

た。今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番から番号5番の2案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の 畑 1筆 1, 371㎡、平成元年頃に転用されたものと思われ、先代の労力不足により原野化し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号5番は、栗駒地区の 畑 1筆 429㎡、平成元年頃に転用されたものと思われ、先代の労力不足により山林化し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号6番 菅原 勝宏 委員から報告願います。

菅原 勝宏 委員

6番菅原です。番号4番は、栗駒地区南部の櫻田山神社の手前の農地で、現地を見ると竹が背丈以上に密集繁茂しており、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号5番は、民家が近くにありますが現地は急斜面で、雑木、笹竹が繁茂しており、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 非農地証明願についての、

第1区の番号1番から番号2番の2案件

第2区の番号3番の1案件、

第3区の番号4番から番号5番の2案件、

合計5案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第5号 非農地証明願の、

第1区の番号1番から番号2番の2案件

第2区の番号3番の1案件、

第3区の番号4番から番号5番の2案件、

合計5案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第11、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

第1区の番号1番から番号5番までの5案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

今回ご審議をいただく内容は、令和5年3月6日付で栗原市長から当委員会に諮問された

5件です。

農用地利用計画の変更面積につきましては、区域除外が29.74アール、用途変更が3.65アール、農地利用面積では29.74アールの減少となり、内訳は、区域除外が4案件、用途変更が1案件となります。

132ページには栗原市における各項目の調整結果で、農地法以外の土地利用規制等については問題ない旨確認しており、今回の諮問におきましては、他法令との調整がなされた実現可能かつ具体的な転用計画があるか、について意見を求められております。

それでは個別の内容について説明します。

第1区の番号1番と番号2案は築館地区の除外案件で、関連案件であることから一括して説明します。

番号1番が 田 1筆 201㎡、番号2番が 田 2筆 1,729㎡、計 3筆 1,930㎡、隣接地で経営している自動車整備工場の提携企業として、敷地内に自動車の電装関係の施設を新たに設置することとなり、そのため当該施設の資材置場及び駐車場を造成するものです。

申請時の農地区分は、山林、ため池等で分断された生産性の低い小集団農地となり第2種農地に該当します。

番号3番は、築館地区の除外案件で、田 1筆 361㎡、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものです。

申請時の農地区分は、山林、河川、宅地等で分断された生産性の低い小集団農地となり第2種農地に該当します。

番号4番は、築館地区の用途変更案件で、山林 1筆 29,128㎡、の内365㎡、地目は山林となっていますが、過去に農地法第3条の許可を得て取得し、いちご、及び合鴨の生産場所として使用している土地であり、今回、合鴨の飼養を始めるための畜舎及び加工場を建築するもので、用途変更により農用地から農業用施設用地となります。

申出地の周辺は、ため池及び田となっており、住宅地から離れた山林で合鴨の鳴き声、臭い等の管理がしやすく、また、排水は北側にあるため池に排する計画となっております。

番号5番は、一迫地区の除外案件で、田 1筆 1,752㎡の内682.04㎡、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものです。

申請時の農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、転用目的が住宅の建築であり、かつ、集落に接続して設置するもので、不許可の例外規定に該当します。

以上、5案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、千葉 律雄 推進委員から報告願います。

千葉 律雄 推進委員

千葉です。

去る3月20日に先の4名で書類審査及び現地調査を行いました。

番号1番と番号2番は、既に事業を行っている自動車整備工場の隣接地を転用し関連する施設を設置するもので、周辺への影響は特にないと判断しました。

番号3番は、市道沿いにあり左側隣接地には既に住宅が建っており、周辺への影響は特にないと判断しました。

番号4番は、山の中の開田で、既に合鴨を飼育しており、今回の計画規模は小規模であり周辺への影響は特にないと判断しました。

番号5番は、既に住宅が建ち並んでおり、周辺への影響は特にないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更については、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更については、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決定いたしました。

議長

日程第12、議案第7号 令和5年度栗原市農業委員会事業計画について、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

今回ご審議をいただく内容は、令和5年3月9日に開催しました農業委員、推進委員連携会議におきまして既にご説明しましたもので、今回議決をいただくものです。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第7号 令和5年度栗原市農業委員会事業計画について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第7号 令和5年度栗原市農業委員会事業計画については、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第13、議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

今回ご審議をいただく内容は、議案第7号と同様に令和5年3月9日に開催しました農業

委員、推進委員連携会議におきまして既にご説明しましたもので、今回議決をいただくものです。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第13、議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂については、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第14、議案第9号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積について、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

今回ご審議をいただく内容は、農地法改正に伴い農地の取得下限面積が撤廃されることから、本市において定めている下限面積も廃止するもので、先の連携会議でご説明した内容を今回議決いただくものです。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第9号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第14、議案第9号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積については、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第15、議案第10号 栗原市空き家に付属する農地の別段の面積取扱い基準について、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

今回ご審議をいただく内容は、農地法改正に伴い農地の取得下限面積が撤廃されることから、本市において定めている空き家に付属する農地の基準も廃止するもので、先の連携会議でご説明した内容を今回議決いただくものです。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第10号 栗原市空き家に付属する農地の別段の面積取扱い基準について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第15、議案第10号 栗原市空き家に付属する農地の別段の面積取扱い基準については、原案のとおり決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和5年 第3回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後3時33分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長 吉 田 優 俊

議事録署名委員 大 沢 純 香

議事録署名委員 佐々木 栄 夫